

# 【2024年安全衛生管理計画書・重点施策の要点】

2024年1月1日  
安全・品質部

## 1 一労働者の安全確保一

1/4

重点施策	具体的な作業行動・作業目標等	ポイント
① 墜落・転落災害防止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇5mを超える高さで作業を行う者はフルハーネス型安全帯を使用</li> <li>◇安全帯(フルハーネス型・胴ベルト型)は2丁掛けが基本です</li> <li>◇次の作業を行う全ての者は、資格が必要です               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)フルハーネスを使用する者は「フルハーネス型安全帯特別教育」</li> <li>(2)足場上で作業を行う者は、「足場の組立等特別教育」</li> </ul> </li> <li>◇脚立使用の前に立馬・移動式足場等を検討</li> <li>◇長尺脚立の使用は、「長尺脚立安全使用誓約書」を提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇墜落制止用器具は、「フルハーネス型」が原則</li> <li>◇ショックアブソーバーの選択基準               <ul style="list-style-type: none"> <li>①第1種…フックの位置は腰より上に</li> <li>②第2種…フックの位置が足元の場合</li> </ul> </li> <li>◇特別教育の実施は、事業主の責務</li> <li>◇6尺を超える脚立は原則使用禁止</li> <li>◇長尺脚立の使用は特別な許可が必要</li> </ul>
② 適正な足場の設置及び点検の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇幅1m以上の箇所では原則本足場を使用すること</li> <li>◇足場の組立・変更・悪天候時には足場の点検と記録が必要です</li> <li>◇足場作業開始前には足場の点検が必要です               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)事業者及び注文者は足場の点検者をあらかじめ指名すること</li> <li>※点検者は十分な知識と経験を有した者から指名すること</li> <li>(2)足場の点検記録は点検結果に加え、点検者の氏名を記録保存すること</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇幅1m未満の箇所でも可能な限り本足場を使用すること</li> <li>◇組立・変更・悪天候時の点検者は事業者(足場使用者)及び注文者(設置者)</li> <li>◇作業開始前の点検者は事業者(足場使用者)</li> <li>◇足場点検は足場点検チェックリストを用いて実施すること</li> <li>◇事業者は足場作業が終了するまで、設置者は足場を解体するまで点検記録を保存すること</li> </ul>
③ 建設機械・クレーン災害防止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇重機作業は作業計画・作業手順書の作成が必要です</li> <li>◇ユニック車・クレーン等の転倒防止対策を徹底</li> <li>◇作業範囲内の立入禁止措置、吊り荷の下への立入禁止の徹底</li> <li>◇玉掛者、クレーンオペは、3・3・3運動を徹底すること (地切り30cm、3秒以上停止し確認、荷から3m離れる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇車両系建設機械・移動式クレーン等により作業する場合は、事前に作業条件を確認し作業計画を作成すること</li> <li>◇転倒防止対策：鉄板の敷設、アウトリガの完全張出し</li> <li>◇立入禁止範囲の明確化、誘導員の配置</li> </ul>

<p>① 作業手順書等の作成及び周知徹底</p>	<p>◇作業計画、作業手順は、<b>リスクアセスメントを盛り込み、作成すること</b>                  ◇作業計画書、作業手順書は、<b>作業開始前に関係者全員へ周知徹底</b>                  ◇作業内容・手順の変更時には、<b>作業計画書・手順書を見直すこと</b>                  ◇<b>公衆災害防止対策の徹底</b>                  (1)公衆災害防止要綱の遵守は、<b>元請事業者の責務</b>                  (2)周辺環境の事前調査を徹底し、<b>安全と環境に配慮した計画を立案</b></p>	<p>◇作業計画書・手順書の作成は、職長の責務                  ◇作業検討会・作業前ミーティング等で周知                  ◇変更した作業計画書・手順書は改めて全作業員へ周知                  ◇公衆災害防止対策のポイント                  ①仮設計画の立案 ②歩行者用通路の確保 ③荒天時の対応 ④資材の運搬 ⑤架空線等の近接作業等</p>
<p>② 潜在的な危険の見える化</p>	<p>◇<b>潜在的な危険性・有害性の見える化により、安全意識を高める</b>                  (1)「<b>危険・有害性</b>」の見える化・・・<b>危険性・有害性のある場所や作業のポイントの掲示等</b>                  (2)<b>安全ルール</b>の見える化・・・<b>作業手順、作業所ルールの掲示等</b>                  ◇<b>転倒災害防止対策の徹底</b>                  (1)転倒危険個所の表示、(2)通路の段差の解消、(3)<b>5S実施</b>                  (4)<b>照明、手摺り、滑り止め設置、他</b></p>	<p>◇安全の見える化はハード面(機械・設備等、ソフト面(作業手順・作業所ルールの両面から取組むこと                  ◇潜在的な危険の見える化(主な具体例)                  ①段差 ②通路 ③区画 ④墜落・転落 ⑤熱中症、他                  ◇5Sとは、整理・整頓・清掃・清潔・躰                  ◇高齢労働者を考慮した転倒防止対策                  ◇冬季は特に転倒災害に注意すること</p>
<p>③ 不安全行動の排除</p>	<p>◇<b>不安全行動は、[しない・させない・見逃さない]</b>                  (1)全員参画による<b>危険の洗い出し</b>を行い、<b>RKY活動の活性化を図る</b>                  (2)<b>積極的に声掛けできる環境づくり(危険行動には直ぐに声掛け!)</b>                  (3)<b>指差呼称による再確認(安全意識のレベルを上げ、確認精度の向上を図る)</b></p>	<p>◇不安全行動とは、労働者本人又は関係者の安全を阻害する可能性のある行動を意図的に行う行為                  ◇RKY活動を形骸化させない工夫が必要                  ◇作業員同士のコミュニケーションを図る                  ◇近道行動、省略行為の事故災害は防げる                  ◇作業所内の安全意識の高揚を図る</p>

<p>① 働き方改革の推進</p>	<p>◇「<b>時間外労働の上限規制</b>」が施行されます  <b>(1)[週休2日]、[4週8休]の実現</b>  <b>(2)適正な工期の確保</b>  <b>(3)作業の効率化、創意工夫による改善</b>  ◇<b>法定労働時間を超える場合は36協定が必要です</b></p>	<p>◇時間外労働は、月45時間、年360時間以内が基本  ◇客先の理解、協力業者の理解を推進  ◇交代勤務等、祭日、連休、養生日の活用  ◇法定労働時間は、1日8時間かつ、1週40時間</p>
<p>② 適正な作業環境の確保</p>	<p>◇<b>社会的、心理的、物理的に配慮した作業環境の確保</b>  ◇<b>整理整頓は安全の第一歩(5S運動の推進)</b>  ◇<b>熱中症防止の徹底</b>  <b>(1)作業環境管理(WBGT値の活用、ミスト扇風機、製氷機、塩飴等)</b>  <b>(2)作業管理(作業時間短縮、暑熱順化、作業所巡回等)</b>  <b>(3)体調管理(日常の健康管理、朝礼時の体調チェック等)</b>  <b>※異常時には、躊躇せず、迅速な処置を行うこと</b></p>	<p>◇社会的環境→非差別、非対立的、平穏等  ◇心理的環境→ストレスの軽減、やりがい等  ◇物理的環境→温度、湿度、照度、換気等  ◇5S(整理、整頓、清掃、清潔、躰)  ◇作業者の体調管理は事業者の責務  ◇異常時には、①一旦、作業を離れる、②直ぐに病院へ運ぶ、③病院へ運ぶまで1人きりにしない</p>
<p>③ 健康障害防止の徹底</p>	<p>◇<b>解体・改修工事に対する規制強化</b>  <b>(1)解体・改修工事の対象となる全ての建材に対し事前調査が必要</b>  <b>(2)一定規模・金額の解体・改修工事は調査結果報告システムにより提出すること</b>  ◇<b>化学物質による健康障害防止対策の強化</b>  <b>(1)ラベル表示、SDS等による通知義務対象物質の大幅追加</b>  <b>(2)化学物質を扱う事業者は「化学物質管理者」を選任すること</b>  <b>(3)労働者に保護具を使用させる場合は、「保護具着用管理責任者」を作業場ごとに選任すること</b></p>	<p>◇事前調査者は、「石綿含有建材調査者」の資格が必要  ◇調査報告が必要な一定規模・金額とは、  ①床面積80㎡以上の建築物の解体工事  ②請負金額100万円以上の建築物の改修  ◇対象物質670物質→2900物質に増加  ◇「化学物質管理者」はリスクアセスメント結果に基づくばく露防止対策を実施  ◇「保護具着用管理責任者」は保護具の適正な選択・使用・保守管理を実施  ◇化学物質管理者・保護具着用管理責任者の氏名を見易い場所に掲示し周知すること</p>

<p>① 店社安全管理者主 導による作業所へ の指導</p>	<p>◇定期的な安全パトロールの実施（1回/月）                  ◇事故・災害に対して真の原因究明を行い、再発防止対策を図り、                  同種の事故災害を未然に防ぐ                  ◇当社の指定する危険作業の施工検討会の実施                  （1）組ハ建方・解体（2）鉄骨建方（3）足場組立・解体（4）脚立作業                  →施工計画に基づく個別検討会の実施、関係者への周知徹底                  ◇安全運転管理者による交通安全活動の推進                  （アルコール検知器を使用した酒気帯び確認を実施）</p>	<p>◇安全パトロールの実施の要点                  ・自身の目で                  ・現地現場を確認し                  ・不安全な状況を放置しない                  ◇真の原因究明が真の対策につながる                  ◇軽微な災害でも速やかに報告をあげる                  ◇当社の指定する危険作業は施工検討会を                  必ず実施する                  ◇安全運転管理者の業務（運転者の酒気帯び                  確認の記録、安全運転の指導、等）</p>
<p>② 協力業者事業主の 責任ある安全管理</p>	<p>◇安全管理活動への積極的な参加                  （1）安全衛生協議会（2）安全パトロール（3）特別教育の実施                  ◇送出し教育の実施→「送出し教育実施報告書」を作業所へ提出                  ◇事業主・職長は、労働者の健康状態を常に把握すること                  ◇施工体制台帳の真正性確認（虚偽記載、偽装一人親方の禁止）                  ◇建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及促進、現場管理の効率化</p>	<p>◇協力業者・事業主の積極的な参加                  ◇送出し教育は事業者の責務                  ◇職長の職務                  （作業方法の選択、作業者への指導監督、                  安全点検、異常時の措置、他）                  ◇一人親方の労災未加入者は入場禁止                  ◇CCUSの技能者登録、事業者登録を推進</p>
<p>③ 安全衛生教育の 推進</p>	<p>◇安全衛生教育の推進                  （1）あらゆる機会を通じて安全衛生教育を実施し、安全衛生活動の                  活性化を図る                  （2）各種特別教育への実施支援                  ①フルハーネス型安全帯特別教育（6h）、②足場の組立ての業務                  に係わる特別教育（6h）、③石綿使用建築物解体等特別教育                  （4.5h）他</p>	<p>◇あらゆる機会（安全大会、安全衛生協議会、                  安全パトロール等）を通じて安全衛生教育                  を実施                  ◇特別教育の実施は、事業主の責務                  ◇特別教育等を通じ安全に対する知識、技術                  を高める                  ◇特別教育の実施支援</p>